

行財政改革推進対策室の設置、 「新行財政システム構築プロジェクト」の立ち上げ

笠松町

○ 取組みの概要

平成16年7月に行財政改革推進対策室を設置し、全事務事業の見直しを実施。また、既成概念にとらわれない斬新な発想で全事務事業の再検討を行う、職員の「新行財政システム構築プロジェクト」（併任辞令）を立ち上げ活動を開始。

○ 笠松市の概要



笠松町の概要

町役場所在地

●岐阜県羽島郡笠松町司町1

人口

●21,894人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

〇 取組について

1. 取組の背景

- ・岐阜県笠松町は、平成 16 年 6 月の住民投票の結果を受けて、合併ではなく単独での行政運営を行っていくことになったが、限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に対応していくためには、現在のままの行財政運営では不可能であり、より実効性のある行財政改革が必要となった。
- ・今後、国庫支出金の削減や増収が見込めない状況などから、今までの行政サービスを維持していくことは非常に困難な状態に置かれている。貯蓄の取り崩しにより基金残高は 12 億 3,800 万円（平成 15 年度末）となり、全事業に見直しをかけなければならないと、町長自身が訴えていた。

2. 取組の具体的内容

- ・岐阜県笠松町では、平成 16 年 7 月に**行財政改革推進体制を確立**（行財政改革推進本部、行財政改革推進対策室、新行財政システム構築プロジェクトの設置）し、全事務事業（約 1,700 項目）について、全職員による全庁的な見直しを実施。

- ・「全事務事業の見直し」のキーワード

①住民視点に立った見直し

- 住民ニーズを的確に把握すること
- 検討案の説明責任が果たせること
- 検討案について、住民が理解でき、かつ受け入れられるようにすること
- 住民生活に与える変化を最小限にとどめるよう考慮すること

②「受益者負担の原則」を基本とした負担の公平性

- 特定の受益者へは、「受益者負担の原則」を基本にすること
- 住民負担の公平に配慮すること

③行政と住民との役割分担（協働によるまちづくり）

- 行政の責任領域を再確認すること
- 地域住民などによる事務事業の推進と行政関与の必要性を考案すること
- 行政と住民との協働によるまちづくりを目指すこと

④費用対効果

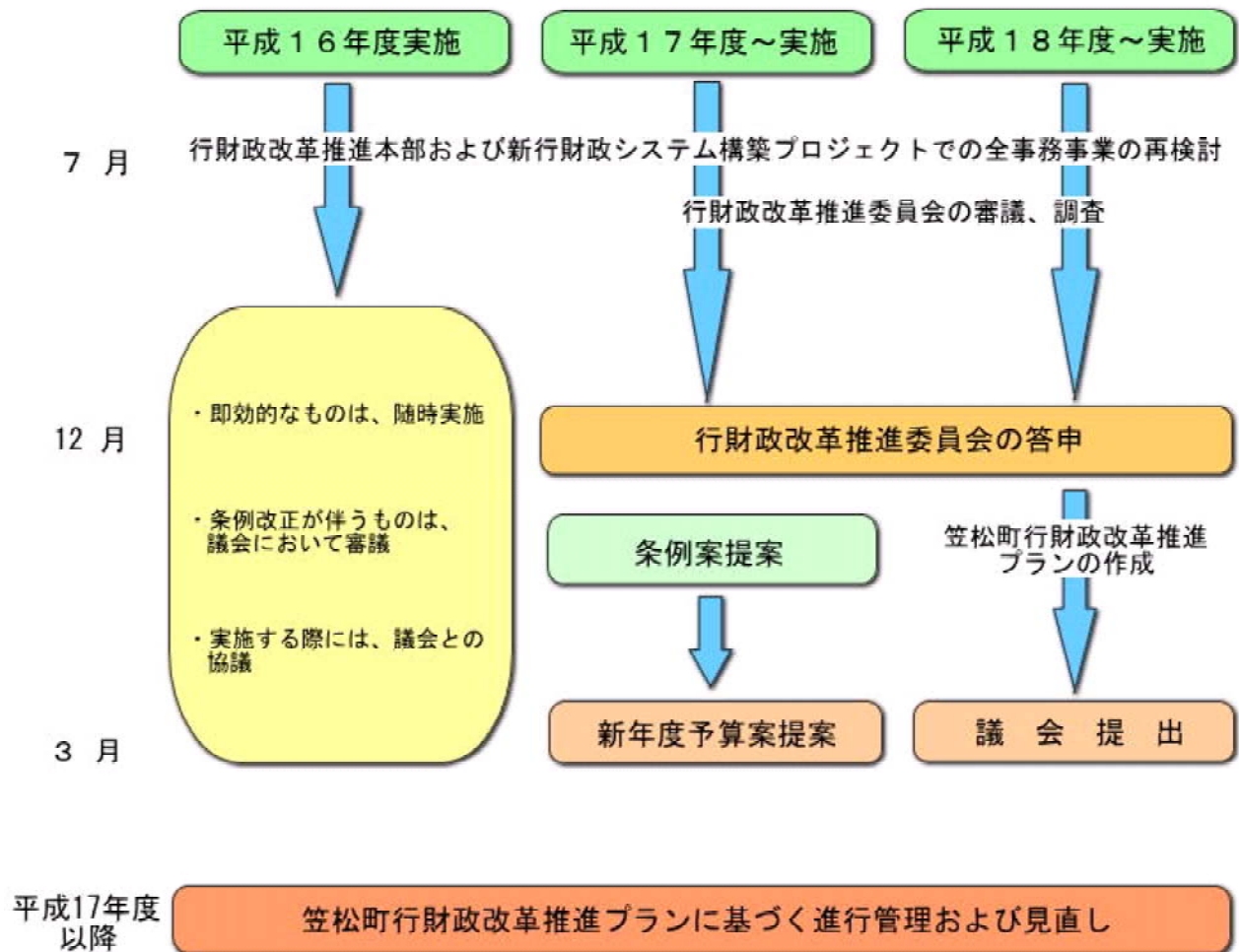
- 「最小の費用で最大限の効果」が得られること

- 一事業費に対する十分な効果が得られていること
- 一効率的な行財政運営を目指すこと

・全事務事業見直しの「スケジュール」と「プロセス」

平成 16 年 7 月～年度内の間という短期間に、行政内外の多くの会議体による様々な検討を実施して、平成16年度から即時実施するもの、平成 17 年度予算反映させるもの、平成 18 年度以降に実施するものとを分けて検討が実施された。いずれも、「笠松町行財政改革推進プラン」に反映される。

新行財政システム構築プロジェクトでは、将来ビジョン、特化する施策等を検討。



全事務事業の見直し

事務事業調査票の作成
(担当各課等)

事務事業改革案ヒアリング
(行財政改革推進対策室)

事務事業改革案の作成
(行財政改革推進対策室)

事務事業改革案の協議
(行財政改革推進本部)

事務事業改革案の協議
(議会常任委員会等)

事務事業改革案の諮問
(町長 → 行財政改革推進委員会)

事務事業改革案の答申
(行財政改革推進委員会 → 町長)

将来ビジョン・特化する施策等

将来ビジョン・特化する施策案の検討
(新行財政システム構築プロジェクトグループ)

将来ビジョン案・特化する施策案(複数案)の検討
(新行財政システム構築プロジェクト)

将来ビジョン案・特化する施策案(複数案)の意見聴取
(行財政改革推進本部)

将来ビジョン案・特化する施策案(複数案)の意見聴取
(議会全員協議会等)

将来ビジョン案・特化する施策案(複数案)の意見聴取
(行財政改革推進委員会)

将来ビジョン案・特化する施策案の作成
(新行財政システム構築プロジェクト)

将来ビジョン案・特化する施策案の協議
(行財政改革推進本部)

将来ビジョン案・特化する施策案の協議
(議会全員協議会等)

将来ビジョン案・特化する施策案の諮問
(町長 → 行財政改革推進委員会)

将来ビジョン案・特化する施策案の答申
(行財政改革推進委員会 → 町長)

行財政改革推進プランの確定

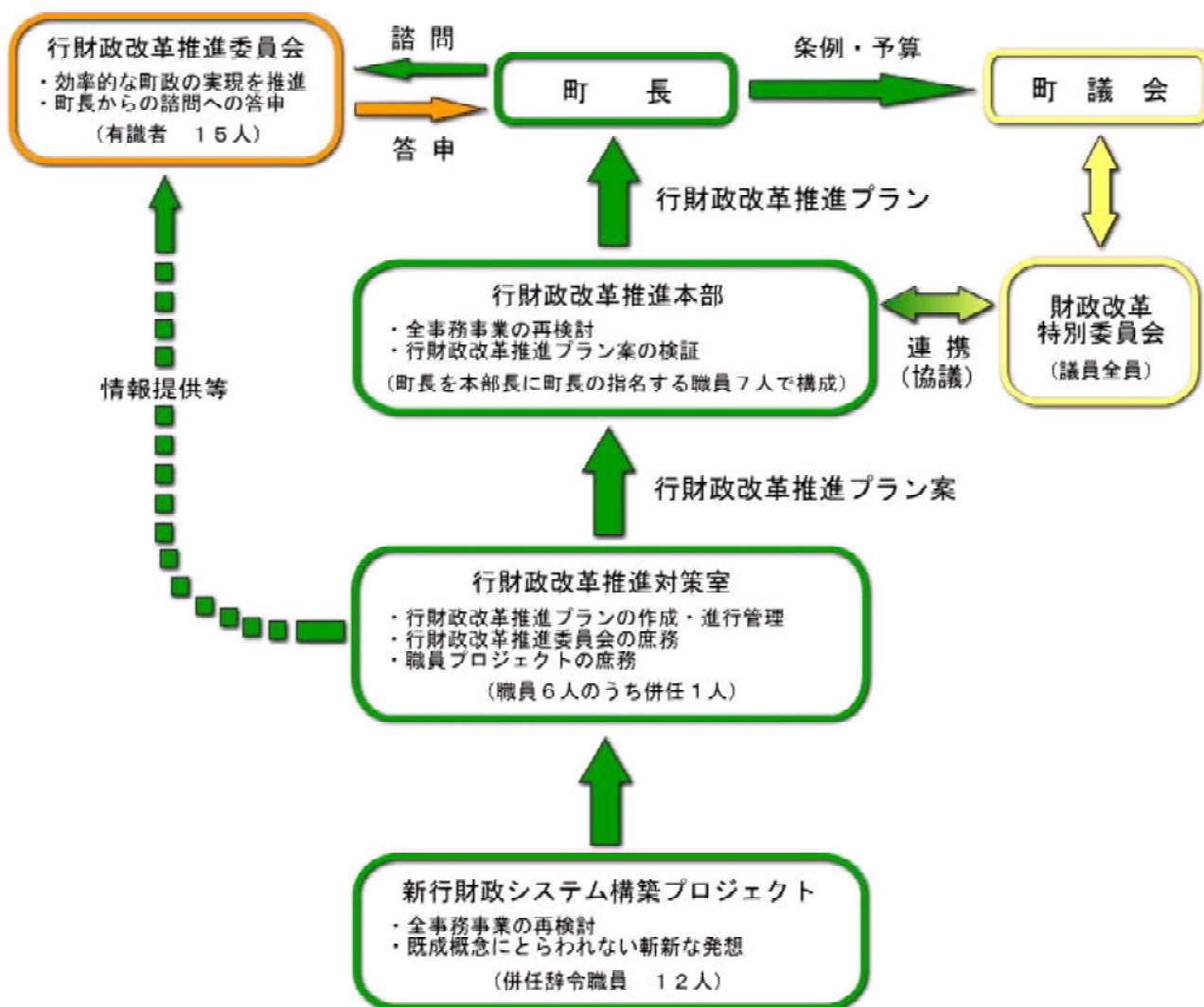
行財政改革推進プランの公表

3. 取組にかかる事業費

- ・ 人件費 行財政改革推進対策室 職員 6 人（室長 1（併任）、主任主査・主査 5）
- ・ 報酬 行財政改革推進委員会委員報酬 720 千円（※報酬辞退の申し出により不執行となる）
- ・ 需用費 612 千円（※住民説明用資料にかかる印刷製本費 593 千円については、委託製作から自前製作としたため不執行となる）

4. 取組の体制

- ・ 町役場内部に、「行財政改革推進本部」「行財政改革推進対策室」「新行財政システム構築プロジェクト」を設置すると共に、有識者から構成される「行財政改革推進委員会」（有識者 15 名、8 回開催）を設置して、検討を実施。



5. 取組の成果

- ・平成 17 年 2 月に、「笠松町行財政改革推進プラン」がまとめられ、様々な具体的な改革案が提示された。

(http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/profile/gyoukaku/gyoukaku_09.pdf)

行政職員の定数削減、議員定数削減・報酬削減、補助金の削減、サービスの有料化など、コスト削減への個別提案（多くは定量的な具体的提案）がなされる一方で、強める施策も打ち出された（少子高齢化、環境、防犯、生涯学習など）。

- ・「笠松町行財政改革推進プラン」の実施による、財政の改善目標は下記のとおり。（平成 17 年 2 月現在）

平成 16 年度当初予算で▲ 5.81 億円

平成 16 年度決算で▲ 4.19 億円

平成 17 年度で▲ 0.64 億円

平成 18 年度で 0.64 億円

平成 19 年度で 0.29 億円

6. 今後の課題

- ・「笠松町行財政改革推進プラン」に基づき、進行管理および見直しを行うこと。
- ・推進プランは 3 年間の短期計画であるので、即効性のある施策を中心に構成している。従って、将来的な今後のまちづくり施策については、17 年度に実施する第 4 次総合計画の見直しの中で検討していくこと。
- ・今後の健全な行財政運営を推進するに当たっては、国の三位一体改革の各論部分の影響をはじめとして、笠松競馬場の存廃、ごみ処理施設問題など、大きな影響を与える課題があり、その方向性が決まった段階では、再度、都市計画税や下水道受益者負担金の賦課の問題について、それぞれ検討し、推進プランの見直しを行うこと。